

東京都公文書館だより

Tokyo Metropolitan Archives News

第25号

【編集・発行】

東京都公文書館

平成26年度登録第3号

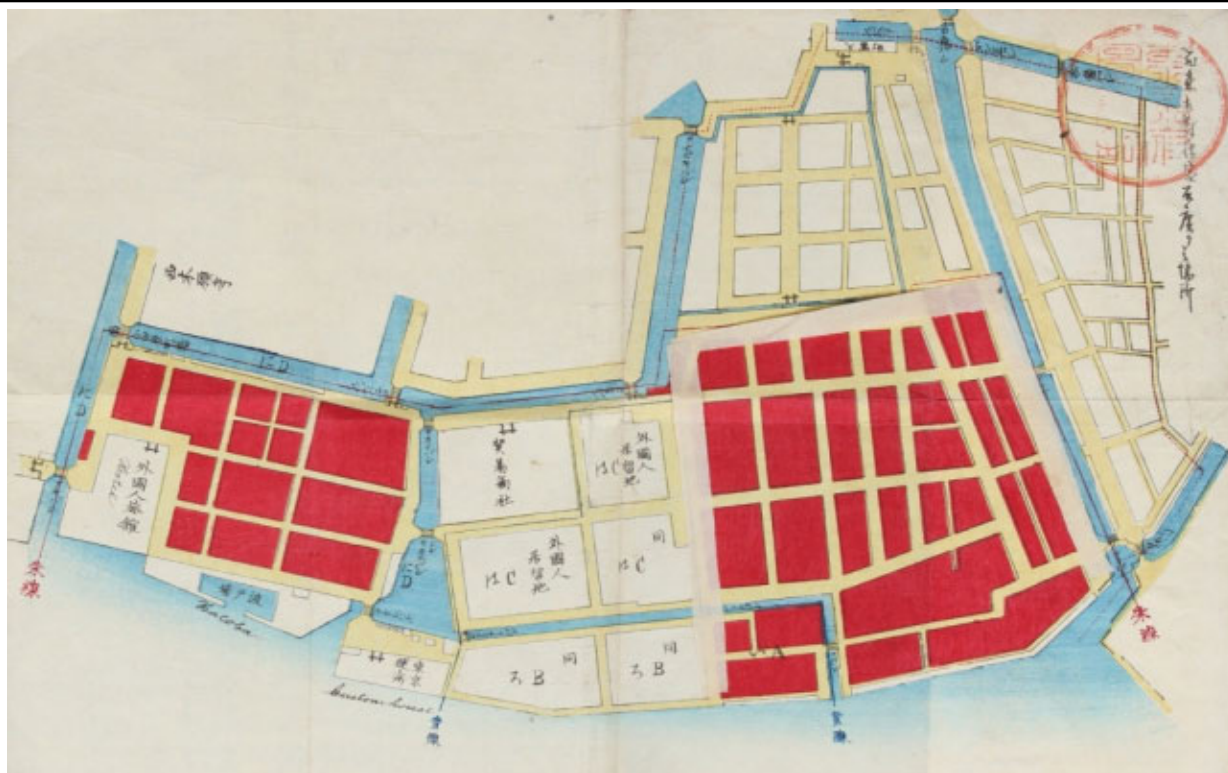
平成26年9月発行

【印刷】(株)まこと印刷

《目次》

「東京府・東京市行政文書」の重要文化財指定について	1
新規公開公文書のご紹介(平成26年度公開)	4
東京都公文書館ホームページ 新コンテンツのご紹介	6
1964年東京オリンピック50周年記念事業(公財)東京都スポーツ文化事業団共催展示 「東京オリンピックと駒沢オリンピック公園」開催のご案内	7
利用案内	8

「東京府・東京市行政文書」の重要文化財指定について



外国人居留地図 (Z H 2 3 4)

○重要文化財指定について

平成26年8月21日、当館所蔵の「東京府・東京市行政文書」33,807点が国の重要文化財(美術工芸品<歴史資料>)に指定されました。指定にあたって文化審議会答申に付けられた「解説」を引

用しておきましょう。

慶応4年(1868)開設の東京府及び明治22年(1889)開設の東京市及び関係機関にて授受、作成、保管されてきた近代行政文書群で、昭和18年(1943)の東京都設置以前の文書を対象

とする一括資料。本文書群は部類別に編綴された簿書を中心とし、その編綴過程によって当時の組織体制と事務分掌が理解されるとともに、個々の文書事案からは東京府及び東京市の基本政策や行政機構のみならず、東京の都市形成過程が理解される。我が国の首都の歴史的展開を知る上での重要な基本資料である。

○東京都指定有形文化財からの指定件数の増加

ところでこれらの史料群は平成16年3月に東京都指定有形文化財(歴史資料)に指定されていました。その際の解説が『東京都公文書館だより』第4号に掲載されていますので、ご参照いただきたいと思いますが、都指定の件数は33,042点であり今回指定の件数はそれより765点増加しています。その理由のひとつは点数の数え方の基準の違いがありますが、今回新たに加えられた資料の存在にも拠っています。その経緯についてご説明しておきましょう。

「東京府・東京市行政文書」の内大多数の文書は昭和19年(1944)、戦局が悪化し首都への空襲が現実問題となる中、当時東京市史編纂事業に携わっていた職員らの努力で埼玉県騎西町他へ文書疎開を実施、焼失を免れました。戦争終結後疎開していた文書群は新宿区若葉町の文書課四谷分室に復帰しました。ここに市史編纂スタッフも集結し、仮目録の作成に携わったのです。戦後の混乱期にも関わらず適確な仮目録の編成が進められ、それが現在の当館データベースの基礎となっていますが、今日のアーカイブズ学に基づいた分類基準とは異なる判断もみられました。それは「地誌」や「絵図」といった内容や形態による分類を優先し、作成した機関・組織の一体性をみなかったという点に現れています。

たとえば外国人居留地の設定という行政施策のために公文書が作成され、併せて絵図も作製・利用されますが、これらが別々に把握されてしまうということです。1頁に掲げた築地の外国人居留地図はこれまで「絵図」として分類され、東京都指定文化財からは除外されていたのですが、今回の重要文化財指定に当たって精査し、東京府や東京市がその行政活動の一環として作成した絵図や地誌等が「東京府・東京市行政文書」に組み入れられました。

以下、新たに加えられた資料についてご紹介していきます。

○「東京府志料」

明治5年(1872)4月、陸軍省布告により各府県に人口・物産や地勢に関わる調査が命じられました。9月には本調査の管轄は正院(太政官)に移されますが、東京府は調査を継続し、明治7年に提出しました。この間、調査・編集は、各地の神官・僧侶・町村役人からの聞き取り調査も実施しながら段階的に進められ、人口・車馬の数・物産などについては明治5年に、田畑・税金については同6年、区界及び町名の改正については同7年に完成し、それらをあわせて「東京府志料」120巻が成立しました。

構成は「東京総記」に続いて「山海志」・「河渠志」・「水利志」を独立させ、以降第一大区一小区から第十一大区六小区に至るまで、町村ごとに書き上げられています。各町ごとの記述内容は土地の形勢、戸数・人口、車馬、物産、寺社等となっており、とくに明治初年の地域ごとの物産が網羅的に調査されている点でかけがえのない記録となっています。

同書が完成すると必要に応じて写本が作成され、組織的に利用されました。今日公文書館が所蔵しているのは東京府の記録科及び土木課で作成・利用されていたものです。

○「東京府文献叢書」

明治政府は明治5年、「皇国地誌」の編さんを、同7年には「大日本国史」の編さんを布告しました。この国家事業をうけて東京府では明治10年11月、記録科に府史及び地誌の両纂修委員を置き、府史・地誌の編さんとそのための史料収集、写本の作成を本格化させました。

この時写本として作成されたもののうち、主要な地誌類や記録資料をまとめたのが「東京府文献叢書」154冊です。

「江府名勝志」「四神地名録」など広域を収めた地誌のほか、「小石川志」「調布日記」のような地域史料、また上水関係、寺社関係などテーマ別にも豊かな内容が含まれています。

図2はこのうち江戸の刑罰について記した「刑罪大秘録」に含まれたもので、こうした絵図まで丁寧に写し取っていたことが判明します。



図2 「刑罪大秘録」
(『東京府文献叢書』乙集十六 DB147)

○「六大区沽券図」

明治6年以降明治政府は地租改正を実施し、土地ごとに設定された地価に基づく定額地租（地価の三パーセント）の金納が義務付けられていきます。この事業のため東京府地券課が調査していた情報をもとに「市民の間に土地をめぐる争論がないよう」との目的で作成されたのが「六大区沽券図」（76鋪）で、明治6年12月にまとめられました。

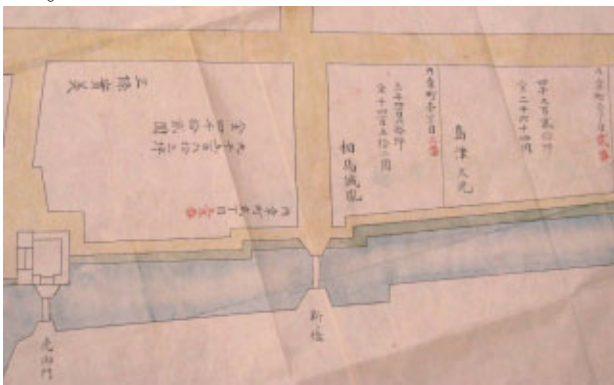


図3 （第二大区一小区）沽券地図（ZH639）

土地一筆ごとに所有者名・坪数・地価が記されている貴重な資料です。たとえば上の図3を見ると、虎ノ門のすぐ北側、内幸町二丁目一番という区画は、尊王攘夷派の公家として活動し、当時太政大臣の地位にあった三条実美の土地で、9,536坪という広大な面積でした。幕末の切絵図で確かめると、勝山藩三浦志摩守、松代藩真田信濃守の

上屋敷に、幕府御用屋敷を合わせた区画でした。これらの藩邸などが土地となり、土地所有者・面積・地価が定められていることがわかります。

ちなみにここは現在経済産業省・日本郵政などが立ち並ぶ第一等地ですが、今も変わらず「内幸町二丁目一番地」です。

ここでは一筆当たりの土地が大きな面積をもつ区域を掲示しましたが、もちろん場所柄によっては数十坪という土地もあり、当然それら一筆一筆ごとに土地所有者・面積・地価が表記されています。したがって地域ごとの基準地価を算出し比較検討することも可能となるでしょう。地租改正の一環としてたいへんな基礎作業が実施され、76鋪に及ぶ沽券図に結実しているのです。

○保存と公開のために

国の重要文化財に指定された「東京府・東京市行政文書」については、未来永劫これを保存していくことが求められます。その一方でこれらの公文書群は書庫に収納し、数年に一度ガラスケース越しに眺めるというだけではその価値を発揮できません。現在の閲覧者の利活用に応じ、同時に未来の閲覧者にもそのアクセスを保障していくために、利用と保存の両立を図り続けていくことが東京都の責務となります。

幸い、簿冊形態の東京府・東京市文書はすでにマイクロ化・DVD化が完了しており、原則としてこれらの媒体で閲覧・複写が可能です。

また、絵図資料や公文書に添付されている図面等については、カラーで閲覧できる形でデジタル化などを進め、いっそう利用の便宜を図ることも重要となります。今後、館としてデジタルアーカイブズの展開を図っていく中でも重要な検討課題となるでしょう。

これまでも一部状態の悪い文書について修復委託を行ってきましたが、今後は文化庁とも協議を重ねて中長期的な保存修復計画を立てていくことになります。

当館では国の重要文化財指定を契機に、「東京府・東京市行政文書」に関する普及広報にも一層力を注いでまいります。より多くの皆様がこの文書群を利用され、首都東京の歴史研究と、都政の歴史的検証に役立てていただければ幸いです。

新規公開公文書のご紹介(平成26年度公開)

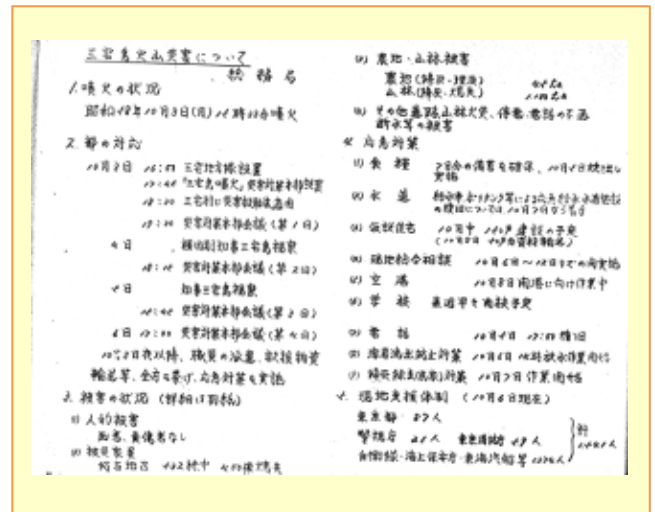
当館では作成後 30 年を経過した都文書について作成局との協議を経て、毎年4月に公開する「30 年公開」事業を行っています。今回は、今年度新たに公開した昭和 58 年度作成文書の中から三宅島の噴火についての文書をご紹介します。

昭和 58 年 10 月 3 日（月）15 時 33 分ごろ三宅島で 21 年ぶりに噴火が発生しました。昭和 58 年 10 月 7 日に開催された第 20 回庁議文書（請求番号 ツ 100.06.04）に、「三宅島火山災害について」という案件で総務局長から報告があり、同日（7 日）付けで三宅島に現地対策本部を設置し、横田副知事を本部長として派遣するとしています。

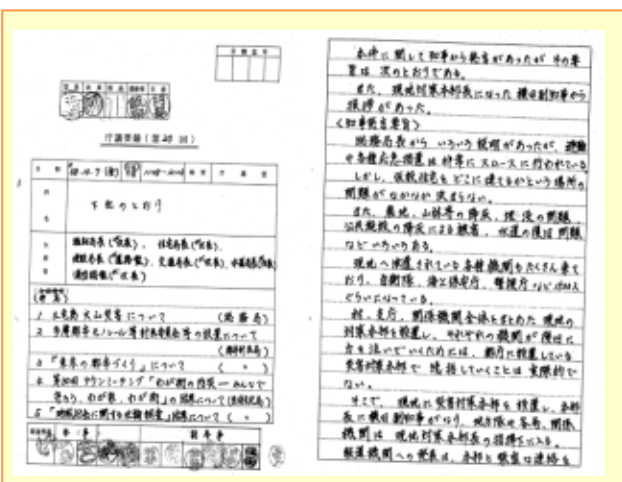
鈴木都知事からは、「避難や各種応急措置は非常にスムーズに行われているが、仮設住宅をどこに建てるかがなかなか決まらない。農地、山林等の降灰、埋没の問題、公共施設の降灰による被害、水道の復旧問題などいろいろある。また、現地に各種機関から派遣された者が 1500 人規模になっている。都庁の災害対策本部で統括していくことは实际的ではない。このため現地対策本部を設置した。報道機関への発表は、本部と現地で緊密な連絡をとりつつ、同時に行う」等の発言がありました。

6 日に第 4 回本部会議の開催と矢継ぎ早に対応し、この間に職員の派遣、救援物資の輸送等、全庁を挙げて応急対策を実施したと総務局長の報告がありました。

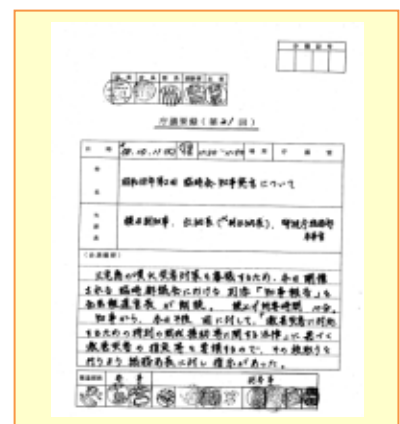
人的被害は、死者、負傷者ともなかったものの、家屋は阿古地区で 532 棟中 400 棟が焼失し、降灰、埋没、焼失等で農地 45 ヘクタール、山林 1,100 ヘクタールの被害がありました。



昭和 58 年 10 月 11 日に開催された第 21 回庁議文書（請求番号 ツ 100.06.04）は、「昭和 58 年第 2 回臨時会知事発言について」という案件で、臨時都議会で行う「知事報告」を企画報道室長が読み上げ、知事からは、国に対して激甚災害の指定等を要請するための指示があったとされています。

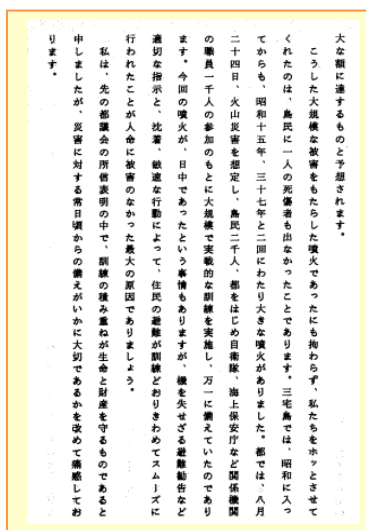


噴火当日に三宅島噴火災害対策本部設置、三宅村に災害救助法適用、第 1 回災害対策本部会議（以下、「本部会議」という。）の開催。翌 4 日には、横田副知事三宅島視察、第 2 回本部会議の開催。5 日には知事三宅島視察、第 3 回本部会議の開催。

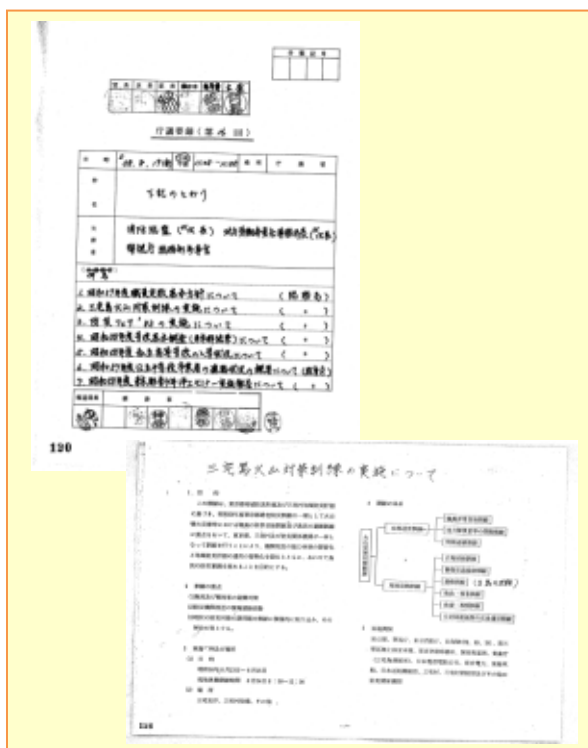


「昭和 58 年第 2 回臨時会知事発言」では、「・・・都では、八月二十四日、火山災害を想定し、島民二千人、都をはじめ自衛隊、海上保安庁など関係機関の職員一千人の参加のもとに大規模で実戦的

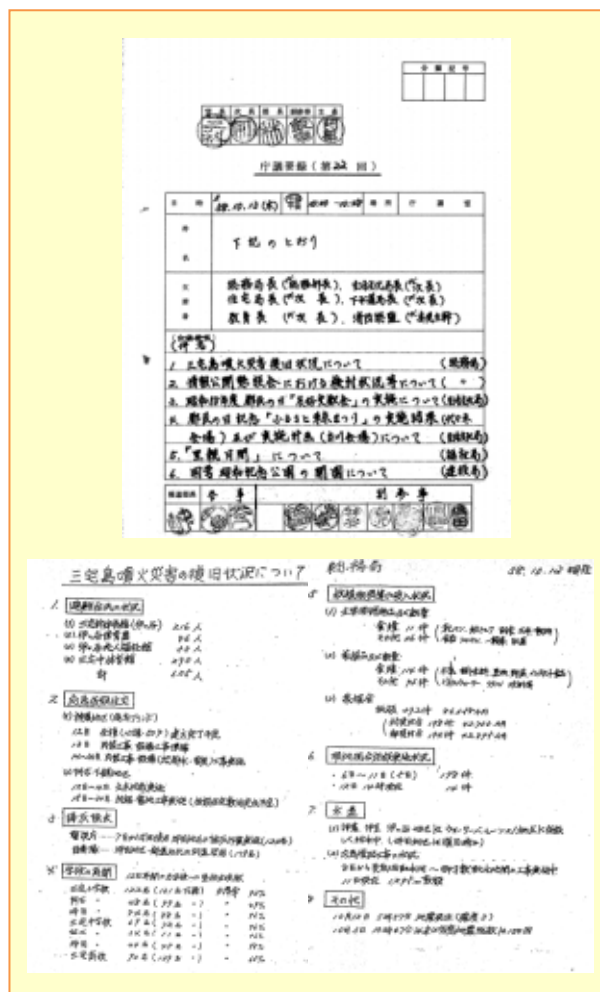
な訓練を実施し、万一に備えていたのであります。今回の噴火が、日中であつたという事情もありますが、機を失せざる避難勧告など適切な指示と、沈着、敏速な行動によって、住民の避難が訓練どおりきわめてスムーズに行われたことが人命に被害のなかった最大の原因でありましょう。」と書かれています。



これについては、昭和 58 年 8 月 19 日に開催された第 16 回庁議文書(請求番号 ツ 1 0 0 . 0 6 . 0 3)に、「三宅島火山対策訓練の実施について」という案件で議題が上がっています。昭和 58 年 8 月 23 日から 25 日まで東京都、三宅村及び防災関係機関が一体となり、火山噴火災害時における職員の非常招集訓練及び島民の避難訓練を行っています。



昭和 58 年 10 月 13 日に開催された第 22 回庁議文書(請求番号 ツ 1 0 0 . 0 6 . 0 4)は、「三宅島噴火災害復旧状況について」という案件が議題に上がっています。総務局総務部長より避難住民の状況、応急仮設住宅、降灰除去、学校の再開、援助物資等の受入状況、現地総合相談実施状況、水道(復旧状況)、余震等について報告されています。



火山噴火、地震、土砂災害など自然災害の発生そのものは根絶することができません。しかし人知を集結してその被害を最小限にとどめることは可能であり、また必要なことでもあります。大規模災害が起こる度ごとに「過去の災害に学ぶ」ことの大切さが語られますが、今回ご紹介したように、その基礎となる記録資料を保存し利用に供していくことも公文書館の大事な機能なのです。

東京都公文書館ホームページ 新コンテンツのご紹介

【庁内刊行物の画像閲覧を開始】

今年度から本館所蔵の庁内刊行物の一部が、閲覧室のパソコン上で見られるようになりました。対象となるのは、昭和 20 年代の資料およそ 340 点です。

パソコン上で画像が閲覧できる資料は、図のように「PDF あり」と表示されるようになっています。今後、庁内刊行物を中心に、画像閲覧できる資料数を増やしていく予定です。

検索結果を資料年代順に並び替える 並び替え	
並び替え	
7件ヒットしました。1～7件目を表示。	
概要情報	選択
1 【文書・資料群ID】東京都【書名】東京都統計表（人口・土地・建物編）昭和22年11月 / トウキョウト トウケイ ヒョウ【発行年月日(和暦)】昭和22年11月～昭和22年11月【発行年月日(西暦)】1947年11月9日～1947年11月9日【著者・発行部課1】総務局総務部統計課【資料種別】庁内刊行物【記述レベル】file【利用可否】利用可【請求番号】統計D61	☐ PDF あり
2 【文書・資料群ID】東京都【書名】東京都統計表（衛生編）昭和23年3月 / トウキョウト トウケイ ヒョウ【発行年月日(和暦)】昭和23年3月～昭和23年3月【発行年月日(西暦)】1948年03月9日～1948年03月9日【著者・発行部課1】総務局総務部統計課【資料種別】庁内刊行物【記述レベル】file【利用可否】利用可【請求番号】統計D60	☐ PDF あり

【刊行物『東京都行政資料集録』電子版公開】

『東京都行政資料集録』は、当館において、昭和 33 年以来毎年発行している刊行物です。都政に関する主要な出来事や計画・答申・報告などの資料を年度ごとにまとめています。都政に関する資料を収録することにより、都政の記録の整備・保存及び各史資料への活用の促進を図り、庁内外の参考に供しています。

冊子として紙媒体での提供ですが、より広く活用いただくために、本年 3 月から冊子の中から目次及び「都政ダイジェスト」（都政年表）を当館ホームページに掲載しています。

現在は平成 7 年度～平成 10 年度を掲載しており、今後、順次拡大していきます。



【SNS 始めました】

平成 26 年 3 月から、Facebook と twitter を始めました。親しみやすい形で、当館が所蔵している資料情報や当館の事業（収集、保存、企画展示など）を紹介しています。

当館には、多くの貴重な所蔵資料が保存されています。少しでも多くの方が、当館に魅力を感じるよう情報発信していきます。



1964 年東京オリンピック・パラリンピック 50 周年記念事業 (公財) 東京都スポーツ文化事業団共催展示
「東京オリンピックと駒沢オリンピック公園」開催のご案内

東京都公文書館では、昭和 39 年(1964)に開催された東京オリンピックの招致活動と準備事業に関する公文書や、オリンピックに関する行政資料を数多く所蔵しています。そこで、これらの資料を広く紹介するため「1964 年東京オリンピック・パラリンピック 50 周年記念事業」の一環として(公財)東京都スポーツ文化事業団との共催展示「東京オリンピックと駒沢オリンピック公園～駒沢オリンピック公園総合運動場ができるまで～」を開催します。

【会期】平成 26 年 10 月 1 日(水)～13 日(月)

【会場】東京オリンピックメモリアルギャラリー

(駒沢オリンピック公園総合運動場 体育館内)

【展示の概要】

今回の展示では、東京オリンピックの招致活動から準備事業を経て大会開催後に至る一連の流れを、そのなかで大きく変貌を遂げた駒沢オリンピック公園に焦点を当てつつ振り返ります。展示の構成は次のとおりです。

1 オリンピック招致の軌跡

東京オリンピックの開催が決定するまでの経過をたどるとともに、戦前からスポーツの拠点であった駒沢が早くからオリンピックの主要競技会場として位置づけられていたことを紹介します。



駒沢ゴルフ場の風景(戦前の駒沢オリンピック公園)
『第 12 回オリンピック東京大会東京市報告書』所収
(請求番号 オリピックー174)

2 オリンピック施設準備と駒沢オリンピック公園

東京オリンピック開催にともない、競技施設及びその周辺地域が再整備される過程を、当時

の図面や写真を用いて解説します。



競技施設整備中の駒沢オリンピック公園
広報パンフレット『T O K Y O 1964』表紙
(請求番号 オリピックー260)

3 オリンピックが東京に遺したもの

オリンピックの開催が東京に遺した遺産は、競技場にとどまらず、鉄道・道路・下水道等、幅広い都市基盤施設に及びました。それらの一端を紹介します。

1964 年東京オリンピック・パラリンピック 50 周年記念事業について

今年は、1964 年に開催された第 18 回オリンピック東京大会から 50 年の節目の年です。

そこで、東京都オリンピック・パラリンピック準備局では、改めてオリンピック・パラリンピックの意義を考え、2020 年大会に向けた機運を盛り上げるきっかけとして、参加体験型のスポーツイベント・スポーツ博覧会をはじめとして、様々な事業を企画しています。

【スポーツ博覧会・東京 2014】

新たに多摩地域にも会場を設け、“つなぐ”特別企画を実施します。

- 1 主催 東京都、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
- 2 共催 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 日本パラリンピック委員会
- 3 日時 平成 26 年 10 月 11 日(土)・12 日(日)
- 4 場所 駒沢オリンピック公園総合運動場(世田谷区)・国営昭和記念公園(立川市)

このほか、東京都の各局や市町村との連携企画を数多く展開します。

利 用 案 内

◇ 来館について

当館の利用には予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・大量に資料を利用したい場合
- ・撮影したい場合（要撮影室予約）

◇ 利用の注意点

当館1階入口で入館受付を済ませた後、上履きに履き替え、2階閲覧室へお入りください。バッグ等のお荷物は、ロッカー（無料）に入れてください。

※鍵の紛失にご注意ください。

※エレベータはありません。

◇ 閲覧方法

当館の資料は、全て閉架式の書庫に保管してあります。閲覧を希望される方は、閲覧室に備え付けの目録やパソコン端末で希望の資料を検索し、「閲覧票」に記入し、ご提出ください。

資料によっては原本保護のため、マイクロフィルム又はDVDでの閲覧をお願いしています。

◇ 複写について

複写を希望される方は「複写申請票」に記入しご提出ください。電子式複写は、一人（1団体）1日20枚までです。ただし、マイクロフィルム及びDVDからの複写については枚数制限がありません。複写料金は、いずれも1枚20円です。

※できる限り小銭をご用意ください。

◇ 利用制限ある資料

以下の資料については利用が制限されます。

- ① 作成又は取得後30年を経過していない公文書
- ② 「東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程」第2条第2項又は第3項により一般の利用が制限されている次の公文書等
 - ・個人情報等が記録されているもの
 - ・利用によって破損や汚損を生じるおそれがあるもの
 - ・現在、館において使用しているもの（目録作成など、保存及び利用の開始のため使用しているものを含む。）
 - ・一般の利用に供しないことを条件として寄贈された資料

利 用 案 内 ・ 交 通 案 内

【利用案内】

- ① 利用時間
月曜日～金曜日 9時～17時
- ② 閲覧票・複写票等の受付時間
9時～12時、13時～16時30分
- ③ 休館日等
 - ・土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日
 - ・毎月第3水曜日（祝日の場合は翌日）
 - ・年末年始（12月28日～1月4日）
 - ・年度末最終の平日
 - ・臨時の休館日として公示した日

※臨時に閲覧を停止する日もありますので、事前に当館HPにてご確認ください。
- ④ 来館についてのお願い
当館は一般の方用の駐車スペースがありませんので、ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。
なお、身体障害者の方は事前にご連絡ください。
バイク・自転車は、駐輪スペースをご利用ください。

【所在地】〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-20-1

【TEL】03-3707-2603 【FAX】03-3707-2500

【ホームページ】<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/>

01soumu/archives/index.htm

【案内図・交通機関】



- ① 東急田園都市線・東急大井町線「二子玉川」駅
東口下車 徒歩約15分
- ② 東急大井町線「上野毛」駅下車 徒歩約10分
- ③ 二子玉川駅・上野毛駅 東急バス「玉川高校前」
下車（黒02系統）

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。